

防衛研究所達第4号

防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第12条及び第15条の規定に基づき、防衛研究所の戦史及び戦史史料の編さんに関する達を次のように定める。

平成21年6月2日

防衛研究所長 新保 雅俊

防衛研究所の戦史及び戦史史料の編さんに関する達

改正 平成23年 9月 1日防衛研究所達第5号

平成27年 4月10日防衛研究所達第1号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 戦史編さん委員会（第4条—第6条）

第3章 戦史史料編さんに関する指針（第7条・第8条）

第4章 戦史史料編さん計画（第9条・第10条）

第5章 実施成果の報告（第11条・第12条）

第6章 研究会（第13条）

第7章 保存（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所の行う戦史及び戦史史料の編さんに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戦史編さん 防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第12条に規定する戦史編さんをいう。
- (2) 基本計画 同規則第12条に規定する基本の計画をいう。
- (3) 戦史史料編さん 基本計画によらない原史料整理及び史料収集等の編さんをいう。
- (4) 戦史編さん等 戦史編さん及び戦史史料編さんをいう。

(戦史編さん等の分類区分)

第3条 戦史編さん等の分類区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国防政策史
- (2) 国防制度史
- (3) 作戦戦闘史
- (4) 兵器・技術史（大量破壊兵器、核兵器、化学・生物兵器、通常兵器、軍事技術、兵器システム、情報システム）
- (5) 平時の活動史（軍教育訓練、軍・自衛隊の活動）

第2章 戦史編さん委員会

(委員会の組織)

第4条 戦史編さんに関する事項を審議するため、研究幹事を委員長とし、企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）で構成される戦史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員長は、必要に応じ、前項に定める以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 戦史編さんの成果物に関する事項

(3) 戦史編さんに係る防衛大臣への意見具申等に必要な措置に関する事項

(4) 基本計画示達時の措置に関する事項

(事務局)

第6条 委員会の事務局を戦史研究センターに置く。

2 事務局長は、委員長が指名する者とする。

3 委員会の庶務は、事務局において処理するものとする。

第3章 戦史史料編さんに関する指針

(目的)

第7条 戦史史料編さんに関する指針(以下、「指針」という。)は、防衛研究所における戦史史料編さんの方向付けを行うとともに、適切な戦史史料編さんの実施に資することを目的とする。

(作成及び見直し)

第8条 防衛研究所長(以下「所長」という。)は、指針を作成するとともに、必要が生じた場合には、指針の見直しを指示する。

第4章 戦史史料編さん計画

(計画の作成)

第9条 戦史史料編さん計画は、中期計画及び年度計画からなる。

2 中期計画は、編さんに関する指導事項、業務の重点区分及び分類、編さんの作業期間等を示すものとする。

3 年度計画は、中期計画に基づき、対象とする年度の業務内容を示すものとする。

る。

4 所長は、戦史史料編さんの成果を踏まえ、中期計画の見直しを戦史研究センター長に指示する。

5 中期計画案及び年度計画案（別紙様式第1）の作成は、戦史研究センターが行うものとする。

（計画の承認）

第10条 所長は、作成する年度の3月末日までに、前項の規定に基づき作成された計画の承認を行う。

第5章 実施成果の報告

（報告書の作成）

第11条 戦史研究センター長は、実施する年度の2月末日までに、戦史史料編さん実施成果報告書（別紙様式第2）を作成するものとする。

（報告書の承認）

第12条 所長は、実施する年度の3月末日までに、前項の規定に基づき作成された報告書の承認を行う。

第6章 研究会

（研究会の実施）

第13条 戦史史料編さんのため、研究会を実施することができる。

2 研究会には、所外から有識者等を参加させることができる。

第7章 雑則

（細部実施要領）

第14条 この達の実施に関し必要な事項は、所長が別に定めるものとする。

（企画部企画調整課の事務）

第15条 企画部企画調整課は、戦史編さんの総合的な企画及び調整に関する事務をつかさどる。

附 則

- 1 この達は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、防衛研究所の戦史編さん等に関する達（平成15年防衛研究所達第5号）に基づき、既に作成し、承認されている中期計画及び年度計画については、この達の規定に基づき承認されたものとみなす。

附 則（平成23年9月1日防衛研究所達5号）

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日防衛研究所達第1号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

別紙様式第2（第11条関係）

戦史史料編さん実施成果報告書

題 目	
実施成果の概要	
成 果	
実施期間	平成 年 月～平成 年 月